

ケアハウス 利用料金表

令和6年9月2日現在

	月額必要経費	備考
管理費	50,000 円	入居一時金 0 円
サービス提供に要する費用	10,100 円～62,700 円	詳細はサービス提供に要する費用欄参照
生活費	46,740 円	
暖房費	2,160 円	11 月～3 月のみ
居室電気代	各戸メーターによる実費	20.3 円／1kWh
その他諸経費	10,000 円	

(1) 管理費

管理費は家賃に相当します。

(2) 生活費

生活費は、食費、共用部分にかかる光熱費及び維持管理にかかる費用で、国の基準で定められています。

食事については、外出などで召し上がられない場合は、所定の期日までに欠食届け出をご提出して頂いた場合に限り、以下のとおり食材費のみご返金いたします。

<ご返金金額> 朝食：183 円 昼食：345 円 夕食：324 円

(3) 暖房費

暖房費は、国の基準で定められており、共用の暖房日として 11 月～3 月に限ってご負担して頂きます。

(4) 居室電気代

使用された電気の実費をご負担して頂きます。

(5) その他諸経費

- ・ケアハウスでの生活をより豊かに、楽しいものにする為のサービスを提供いたします。
- ・居室内の水道料金
- ・トランクルーム料
- ・広報誌
- ・教室（体操、脳トレ、麻雀）
- ・催し物（バーベキュー大会・クリスマス会・外出行事・その他イベント）
- ・各共有設備使用（洗濯室・カラオケ・DVDデッキなど）

(6) サービスの提供に要する費用

- ・サービスの提供に要する費用は、施設を運営する為の人員費、施設管理費などにあたるもので、都道府県知事により定められています。
- ・サービスの提供に要する費用の負担額は、ご本人の前年（1 月～12 月）所得（年間収入額から所定の経費を差し引いた額）に応じて決まります。

区分	前年（1月～12月）の所得	サービスに要する費用
1	1,500,000 円以下	10,100 円
2	1,500,001 ～ 1,600,000 円	13,100 円
3	1,600,001 ～ 1,700,000 円	16,200 円
4	1,700,001 ～ 1,800,000 円	19,300 円
5	1,800,001 ～ 1,900,000 円	22,300 円
6	1,900,001 ～ 2,000,000 円	25,400 円
7	2,000,001 ～ 2,100,000 円	30,500 円
8	2,100,001 ～ 2,200,000 円	35,600 円
9	2,200,001 ～ 2,300,000 円	40,600 円
10	2,300,001 ～ 2,400,000 円	45,800 円
11	2,400,001 ～ 2,500,000 円	50,900 円
12	2,500,001 ～ 2,600,000 円	58,000 円
13	2,600,001 円以上	63,000 円
	13 段階のみ別途『処遇改善加算』※あり。	

※『処遇改善加算』とは介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金に充てることを目的に創設された加算であり、金額は施設運営の前年度実績によって変動します（令和6年度は1,818円）。

(7) 収入に該当するもの

- ・年金、恩給などの収入
- ・財産収入（土地、家屋、機械器具などを他に利用されて得る）地代、小作料、家賃、間代、使用料などの収入
- ・利子・配当収入（公社積の利子、預貯金の利子、法人からの受ける利益の配当などの収入）

(8) 必要経費として認められるもの

- ・所得税・住民税などの租税（固定資産税を除く）
- ・社会保険料（健康保険・介護保険料）
- ・医療費（差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費。ただし保険金などで補てんされる金額は除く）
- ・介護サービス負担金
- ・生命保険料（入居前から加入しているもので、継続しないことにより解約返戻金などについて著しい不利益を受けるもの）

※ご夫婦で入居される場合の費用について

ご夫婦の前年の収入合計額から必要経費合計額を控除した額の2分の1を個々の所得とします。150万円以下に該当する場合は、30%減額した額が徴収額となります。